

適格請求書等保存方式の導入延期に関する意見

平成 28 年 7 月 27 日
日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

本年 6 月 1 日、安倍総理が消費税率 10%への引上げ時期を当初予定の平成 29 年 4 月から平成 31 年 10 月に 2 年 6 か月延期することを正式表明した。そのための法改正については、近く開会される臨時国会で審議されるものと予想される。

一方、消費税率引上げと同時とされる軽減税率制度の導入を受け、区分経理のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）は、平成 33 年 4 月に導入することとされている（所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 9 号イ）。しかし、税率引上げの延期に伴い、適格請求書等保存方式の導入も延期されるかどうかについては、現時点で明らかにされていない。

仮にこれが延期されないとすれば、経過措置による区分経理の期間はわずか 1 年 6 か月となり（下図参照）、短期間に二度の制度変更を強いられることにより、事業者の事務負担及び設備投資の負担が集中することとなり、特に中小事業者の実務においては大きな混乱が生じることが懸念される。

したがって、適格請求書等保存方式の導入については、少なくとも当初予定されていた 4 年間の経過期間を経た平成 35 年 10 月に延期すべきであり、税率引上げ延期のための法改正において、この点も明記する必要があると考える。

また、導入までの間において、引き続き中小事業者の経理処理の実態把握に努め、より負担の少ない制度のあり方を検討すべきである。

